

申請はお済みですか 事業継続緊急支援金の申請は1月15日(金)まで

商工振興課 ☎65・65331

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、切迫した資金繰りを余儀なくされている事業者に対し、支援金を給付しています。まだ申請していない事業者は、期限までに申請してください。

【対象】

令和2年1月以降の任意のひと月において、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入売上が前年同月に比べて30%以上減少しており、今後も事業継続する意思がある市内に事業所を有する法人・個人事業者

【申請受付期限】 1月15日(金)消印有効
【給付金額】 (給付は一回限り)
中小法人等 50万円
個人事業者 30万円
市内の土地・建物を貸借して事業を営む人 +5万円

【申請方法】

長浜市事業緊急支援金支給申請書兼請求書と市ホームページに掲載する提出書類を担当課まで郵送してください。
※申請書は市ホームページからダウンロードできます。



交通事故などで保険診療を受ける場合は 30日以内に届出が必要です

保険医療課 ☎65・6512

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガや病気の治療費(医療費)は、本来、加害者が負担すべきものです。

この場合、医療保険や福祉医療が一時的に医療費を立て替え、後日、加害者に請求します。

この制度をご利用の際は、現在加入の国民健康保険や後期高齢者医療、福祉医療の窓口(保険医療課)まで受傷から30日以内に届出をしてください。

【届出に必要なもの】

担当課までお問い合わせください。

【次の場合も第三者行為です】

- 自転車の事故(自損は除く)
- 暴力行為によるケガ
- 他人の飼犬にかまれた など

【注意事項】

○加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。

○加害者に請求する分について、当事者双方で請求しない旨の示談を行うと、医療保険や福祉医療が



長浜・北びわ湖大花火大会

北びわ湖大花火大会実行委員会(観光振興課内) ☎65・6521

新型コロナウイルスの早期収束の祈願、医療従事者の皆さんへの応援や感謝の気持ちを込めた花火大会を開催します。

※鑑賞の際は、マスク着用やソーシャルディスタンスの確保など感染症対策にご協力ください。

【開催日】

- 豊公園沖合
12月25日(金)、1月9日(土)、10日(日)、16日(土)、23日(土)、30日(土)、2月6日(土)、13日(土)、20日(土)、27日(土)、3月6日(土)
- 草野川河川敷 3月13日(土)



12月1日から除雪体制がスタートします

道路河川課 ☎65・65331

地区ごとに除雪対策本部を設置し、幹線市道やバス路線、通勤通学・生活重要路線等を中心に地域特性に応じた除雪を行います。

また、除雪路線以外の生活道路や消火栓、防火水槽付近は、地域の皆さんで協力して除雪していただきますようお願いいたします。

除雪作業にご協力ください

①路上駐車をしない

除雪車が通れないことがあります。また、接触事故の原因になります。

②スノーポールを触らない

道路脇に赤く塗った竹や紅白のポールを設置しています。道幅や危険箇所が目印となるものですので触らないでください。

③溝ふたは必ず閉める

側溝に排雪した後、溝ふたを開けたままにすると事故の原因になります。必ず閉めてください。

④道路上の鉄板を撤去

段差解消などのため道路に設置している鉄板は、除雪車はね上げるおそれがあります。事前に道路上から撤去してください。

⑤玄関前は各家庭で除雪

除雪車が通った後、宅地などの出入り口を塞いでしまうことがあります。その場合は、各家庭で再度除雪をお願いします。

⑥木の枝を処理

降雪時は雪の重みで、竹や木の枝が道路上に倒れる危険性があります。所々有している人は事前に処理しておいてください。

⑦道路に雪を捨てない

道路への雪の投げ捨ては、事故や凍結の原因となります。絶対にしないでください。

⑧走行中・作業中の除雪車に注意

除雪車は走行中・作業中とも大変危険です。絶対に近づかないでください。

問合せ先	
各地区除雪対策本部	
長浜地区	☎65-6703
浅井地区	☎74-3020
びわ地区	☎72-3221
虎姫地区	☎73-3001
湖北地区	☎78-1001
高月地区	☎85-3111
木之本地区	☎82-4111
余呉地区	☎86-3221
西浅井地区	☎89-1121

屋根雪下ろし費用補助のご案内

高齢福祉介護課 ☎65・7789
しょうがい福祉課 ☎65・6518

自宅の屋根の雪下ろしを、業者または個人に委託した費用に対して補助します。

【対象】

市民税非課税で、市税、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料を完納している世帯。なおかつ親族の支援が受けられず、次のいずれかに該当する世帯
①おおよね65歳以上の高齢者のみの世帯
②身体障害者手帳(内部2級、平衡機能3級、肢体不自由4級、視覚4級以上)、療育手帳重度または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人のみの世帯

③前項に該当する人と同居している人すべてが65歳以上の世帯

【対象経費】

屋根の雪下ろしにかかる費用

【補助上限額】

1万円/回(委託額が1万円を下回る場合はその額)
※屋根の雪下ろしに伴う作業で、雪量が多いため、重機(バケット付)を使用する必要があった場合の補助上限額は2万円とします。

【補助上限回数】

令和2年度中3回までただし、余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区・西浅井地域は4回
※特に降雪が多い場合は、上限回数を別に定めます。

【申請期限】

3月19日(金)

【申請必要書類】

- 申請書
- 領収書
- 現場の作業実施前後の写真
- ※申請の際には、民生委員の確認を受ける必要があります。
- ※申請書類は左記各窓口にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ・申請先

高齢福祉介護課(本庁舎1階)
しょうがい福祉課(本庁舎1階)
北部振興局福祉生活課

